部長及び参事官
殿
所　　属　　長

免 許 発 第 １ ６ 号
平成31年１月28日
10年保存（口訓）
本　　部　　長

場内試験コースにおける運転練習等に係る事務取扱要領の制定について（通達甲）

高知県自動車運転免許試験場の技能試験を行う施設(以下「場内試験コース」という。)を使用した自動車の運転練習又は交通安全の啓発等を目的とした行事開催に伴う場内試験コースの使用に関する事務手続については、これまで「場内試験コースにおける運転練習等に係る事務取扱要領の制定について(通達甲)」(平成29年３月22日免許発第66号。以下「旧通達甲」という。)に基づき実施してきたところであるが、新たに別添のとおり「場内試験コースにおける運転練習等に係る事務取扱要領」を定め、平成31年２月１日から実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

なお、この通達甲の実施をもって、旧通達甲は廃止する。

別添

# 場内試験コースにおける運転練習等に係る事務取扱要領

## 第１　趣旨

この要領は、高知県自動車運転免許試験場の技能試験を行う施設（以下「場内試験コース」という。）を使用した自動車の運転練習又は交通安全の啓発等を目的とした行事開催に伴う場内試験コースの使用に関する事務手続について必要な事項を定めるものとする。

## 第２　運転練習に係る使用許可等の事務手続

### １　使用車両の要件

場内試験コースにおいて運転練習をすることができる自動車は、高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則（昭和44年県規則第52号。以下「県規則」という。）第４条に定める自動車であって、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に定める自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書（以下「保険（共済）証明書等」という。）を備え付けているものとする。

### ２　運転練習の実施時間等

運転練習は、月曜日から金曜日まで及び日曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第２条の国民の祝日及び12月29日から翌年の１月３日までの日を除く。）に行うものとし、その時間帯は、曜日の区分に応じて、原則として次の表に掲げるとおりとする。

| 曜日 | 運転練習の実施時間 |
|---|---|
| 月曜日から金曜日まで | 技能試験及び各種講習の終了後から午後５時まで（技能試験及び講習が行われない日にあっては、午後２時から午後５時まで）の間 |
| 日曜日 | 午後２時から午後５時までの間 |

### ３　使用予約の受付

運転練習は予約制とし、免許センターにおいて電話又は口頭により受け付けるものとする。

### ４　許可申請

使用日当日における施設の使用許可申請については、県規則第２条の規定

により、県規則別記様式の申請書により受理するものとし、あわせて、高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例（昭和44年県条例第38号）第３条の使用料を高知県収入証紙で徴収するものとする。この場合において、免許センター長は、当該申請内容及び運転練習に使用する自動車を確認し、適当と認めたときは、申請者に対して県規則別記様式の使用券を交付し、場内試験コースにおける運転練習を許可するものとする。

５　運転練習の条件及び練習者の遵守事項等

(1)　免許センター長は、場内試験コースにおいて運転練習を許可する場合は、申請者等に次の事項を遵守させなければならない。

ア　運転練習を行う者（以下「練習者」という。）が運転練習を行うときは、当該運転練習に使用する自動車の運転免許を有し、かつ、その運転経歴（免許の効力が停止されている期間を除く。）が通算して３年以上の者（以下「指導者」という。）を帯同させること。

イ　運転練習に使用する自動車が四輪者の場合は、指導者以外の者を当該自動車に同乗させないこと。ただし、指導者が同乗する場合において他の練習車が同乗するときは、この限りでない。

ウ　運転練習に使用する自動車が二輪車の場合は、指導者その他の者が同乗してはならないこと。

エ　他の自動車又は場内試験コース内の設備等と接触するなどして事故を起こした場合は、直ちに運転練習を中止し、免許センター長に届け出て、指示を受けること。

オ　事故等に伴う人的損害及び物的損害に対する費用は、全額を申請者、練習者又は指導者が負担すること。

カ　アルコール、過労、病気、薬物等の影響により正常な運転ができないおそれのある状態で運転しないこと。

キ　その他免許センター長及び職員の指示に従うこと。

(2)　免許センター長は、申請者に対し(1)に定める事項その他必要な事項について説明した上で、当該申請者から別記第１号様式の誓約書を徴するものとする。

６　使用の制限等

免許センター長は、次に掲げる場合においては、場内試験コースの使用を禁止し、又は申請者に対して運転練習の中止を命ずることができるものとする。

(1)　荒天等の理由により運転練習を行うことが困難と認められるとき。

(2)　申請者等が５(1)に定める事項に違反し、又は免許センター長若しくは

職員の指示に従わないとき。

(3)　練習者又は指導者が故意に危険な運転を行ったと認められるとき。

(4)　事故等の発生により、運転練習を継続することが困難と認められるとき。

(5)　その他免許センター長が場内試験コースの使用を禁止し、又は運転練習の中止を命ずる必要があると認めたとき。

第３　行事開催に係る使用許可等の事務手続

１　対象行事

場内試験コースを使用して開催することができる行事は、県警察が共催又は後援する国、地方公共団体又はその他の団体（自動車を使用する場合にあっては、運行管理者、安全運転管理者等を有する団体に限る。）による交通安全の啓発等を目的とした行事（車両を使用する行事に限る。）であって、免許センター長が許可したものとする。

２　使用車両の種別

場内試験コースにおいて使用することができる車両は、保険（共済）証明書等を備え付けた自動車、原動機付自転車又は軽車両であって、申請者が準備する車両とする。

３　許可する使用日時

免許センターの業務が行われていない日とする。ただし、免許センター長が必要と認める場合においては、これと異なる日を指定することができるものとする。

４　使用予約の受付

場内試験コースの使用は予約制とし、免許センターにおいて電話又は口頭により受け付けるものとする。

５　許可申請

場内試験コースの使用許可申請については、別記第２号様式の場内試験コース使用許可申請書により受理するものとし、あわせて、使用に係る実施計画書を徴するものとする。この場合において、免許センター長は、当該申請内容及び実施計画書を確認し、当該行事を開催することにより、参加者等の運転技術の向上、交通安全意識の醸成又は交通事故防止に効果があると認めたときは、申請者に対して別記第３号様式の使用許可証（６(2)において「使用許可証」という。）を交付し、場内試験コースの使用を許可するものとする。

６　使用条件及び使用者の遵守事項等

(1)　免許センター長は、行事開催に伴い場内試験コースの使用を許可する場

合は、申請者等に次の事項を遵守させなければならない。

ア　行事開催に当たっては、実施責任者、実施担当者及び指導員（以下「実施者等」という。）を、兼任させることなく各１人ずつ選任すること。

なお、参加人数に応じて必要があると認めるときは、それぞれ必要な人数を選任すること。

イ　指導員は、使用する車両の運転免許を有し、かつ、その運転経歴（免許の効力が停止されている期間を除く。）が３年以上の者又は運行管理者若しくは安全運転管理者であること。

ウ　他の自動車又は場内試験コース内の設備等と接触するなどして事故を起こした場合は、直ちに場内試験コースの使用を中止し、免許センター長に届け出て、指示を受けること。

エ　事故等に伴う人的損害及び物的損害に対する費用は、全額を申請者、実施者等が負担すること。

オ　アルコール、過労、病気、薬物等の影響により正常な運転ができないおそれのある状態で運転しないこと。

カ　その他免許センター長及び職員の指示に従うこと。

(2)　免許センター長は、申請者に対し(1)に定める事項その他必要な事項について、使用許可証により説明するとともに、申請者から別記第４号様式の誓約書を徴するものとする。

７　使用の制限等

免許センター長は、次に掲げる場合においては、場内試験コースの使用を禁止し、又は申請者に対して使用の中止を命ずることができるものとする。

(1)　荒天等の理由により使用することが困難と認められるとき。

(2)　申請者、実施者等及び使用者が６(1)に定める事項に違反し、又は免許センター長若しくは職員の指示に従わないとき。

(3)　実施者等が故意に危険な運転を行ったと認められるとき。

(4)　事故等の発生により、使用の継続が困難と認められるとき。

(5)　その他免許センター長が場内試験コースの使用を禁止し、又は使用の中止を命ずる必要があると認めたとき。

第４　実施結果の集計等

免許センター長は、運転練習及び行事開催の実施結果を集計し、記録化するものとする。

第５　その他

この通達甲に定めるもののほか場内試験コースの使用に関する事務手続に

ついて必要な事項は、免許センター長が別に定める。

別記
**第１号様式**（第２関係）

年　　月　　日

高知県警察本部長　殿

（申請者）
住　所

団体名

氏　名

# 誓　約　書

私は、次の遵守事項に従い高知県自動車運転免許試験場の場内試験コースを使用することを誓約します。

また、使用中に事故を起こしたときは、直ちに使用を中止し、運転免許センター長に届け出るとともに、事故に伴う人的損害及び物的損害に対する費用の全額を負担することを誓約します。

【遵守事項】

高知県自動車運転免許試験場場内試験コース（以下、「場内試験コース」という。）を使用する者が遵守しなければならない事項は、次のとおりです。

1　練習者が運転練習を行うときは、当該運転練習に使用する自動車の運転免許を有し、かつ、その運転経歴（免許の効力が停止されている期間を除く。）が通算して３年以上の者（以下「指導者」という。）を帯同させること。

2　運転練習に使用する自動車が四輪車の場合は、指導者以外の者を当該自動車に同乗させないこと。ただし、指導者が同乗する場合において他の練習者が同乗するときは、この限りでない。

3　運転練習に使用する自動車が二輪車の場合は、指導者その他の者が同乗してはならないこと。

4　他の自動車又は場内試験コース内の設備等と接触するなどして事故を起こした場合は、直ちに運転練習を中止し、運転免許センター長に届け出て、指示を受けること。

5　事故等に伴う人的損害及び物的損害に対する費用は、全額を申請者、練習者又は指導者が負担すること。

6　アルコール、過労、病気、薬物等の影響により正常な運転ができないおそれのある状態で運転しないこと。

7　その他運転免許センター長及び職員の指示に従うこと。

なお、本日使用する自動車の保険加入状況は次のとおりです。

| | |
|---|---|
| 使用車種 | |
| 車両番号 | |
| 自動車検査証の有効期間の満了 | 年　　月　　日 |
| 自賠責保険（共済）加入状況 | 契約会社： |
| 対人・対物保険加入状況 | 契約会社： |
| 交通傷害保険加入状況 | 契約会社： |

注：申請者本人が記載してください。

**第２号様式**（第３関係）

年　　月　　日

高知県警察本部長　殿

（申請者）

住　所

団体名

氏　名

（連絡先　　）

場内試験コース使用許可申請書

高知県自動車運転免許試験場の場内試験コースを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

| | |
|---|---|
| 行　事　名 | |
| 実施責任者 | |
| 使用予定日時 | 年　月　日　午　時　分　～　午　時　分 |
| 使用者の人数 | 人 |
| 行事の目的及び概要 | |
| 県警察の共催・後援の有無 | |
| そ　の　他 | |

注：申請に際し、場内試験コースの使用に係る実施計画書を提出してください。

**第３号様式**（第３関係）

第　　号

# 使 用 許 可 証

次のとおり高知県自動車運転免許試験場の場内試験コースの使用を許可します。
使用に当たっては、３の遵守事項を遵守してください。

１　使用者
　　住　所
　　団体名
　　氏　名

２　使用日時
　　年　　月　　日　午　　時　　分　～　午　　時　　分までの間

３　遵守事項

高知県自動車運転免許試験場場内試験コース（以下、「場内試験コース」という。）を使用する者が遵守しなければならない事項は、次のとおりです。

(1)　行事開催に当たっては、実施責任者、実施担当者及び指導員（以下「実施者等」という。）を、兼任させることなく各１人ずつ選任すること。
　なお、参加人数に応じて必要があると認めるときは、それぞれ必要な人数を選任すること。

(2)　指導員は、使用する車両の運転免許を有し、かつ、その運転経歴（免許の効力が停止されている期間を除く。）が３年以上の者又は運行管理者若しくは安全運転管理者であること。

(3)　他の自動車又は場内試験コース内の設備等と接触するなどして事故を起こした場合は、直ちに場内試験コースの使用を中止し、運転免許センター長に届け出て、指示を受けること。

(4)　事故等に伴う人的損害及び物的損害に対する費用は、全額を申請者、実施者等が負担すること。

(5)　アルコール、過労、病気、薬物等の影響により正常な運転ができないおそれのある状態で運転しないこと。

(6)　その他運転免許センター長及び職員の指示に従うこと。

年　月　日

高知県警察本部長

注：四輪車を使用する場合は、この使用許可証をダッシュボードの上に掲示してください。

**第４号様式**（第３関係）

年　　月　　日

高知県警察本部長　殿

（申請者）
住　所

団体名

氏　名

# 誓　約　書

私は、使用許可証に記載された遵守事項に従い、高知県自動車運転免許試験場の場内試験コースを使用することを誓約します。

また、使用中に事故を起こしたときは、直ちに使用を中止し、運転免許センター長に届け出るとともに、事故に伴う人的損害及び物的損害に対する費用の全額を負担することを誓約します。